

KEMPOSでのEPC出願(入力の手引き)

KEMPOSでの、EPC出願の手続きについて説明します。
最初に概要を紹介し、後に各手続きの詳細について記述します。
必要に応じて、「出願種別(EP 特許)」及び「手続定義」の設定についても説明します。

①PCTルートの場合

①-1. 国内移行手続き

①-2. 調査前に発せられる通知

①-2-1. Rule161(1)の通知:

①-2-2. Rule161(2)の通知:

①-3. Rule164(1)の通知: 追加調査手数料納付期限

①-4. SR公開への応答手続き

①-4-1. 関連手続きの設定

①-4-1-1. SR公開(PCT)

①-4-1-2. Rule70(2)の指令

①-4-1-3. SR応答

①-4-2. EP特許台帳の作成

①-4-3. SR公開

①-4-4. Rule70(2)の指令

①-4-5. SR応答

②NON-PCTルートの場合

②-1. SR公開への応答手続き(設定)

②-1-1. 関連手続きの設定

②-1-1-1. SR公開

②-1-1-2. SR応答

②-1-2. EP特許台帳の作成

②-1-3. SR公開(非PCT)

②-1-4. SR応答

③共通の手続

③-1. 庁指令(Office Action)

③-2. 拒絶査定

③-3. 特許査定(Decision to Grant)(Rule71(3))

③-4. 料金納付(Issue Fee)

③-5. 登録(特許付与)(Grant of Patent)

③-6. 指定国への移行

③-7. 異議申立て(Opposition Proceedings)

①－１．国内移行手続き

審査請求期限はこのタイミングで設定します。

審査請求期限は国際調査報告の発行から６か月と優先日から３１ヶ月のうちの遅い方となります。通常は国際調査報告から６か月よりも優先日から３１ヶ月の方があとになるのと、３１ヶ月近くに国内移行手続きを行うと思われるので、おそらく、国内移行と同時に審査請求を行うことに事になっているのではないかと思います。

KEMPOS では P C T ルートの場合の審査請求期限は移行期限（優先日から３１ヶ月）を国内移行手続きでセットするように動作しています。

①－２．調査前に発せられる通知

①－２－１．Rule161(1)の通知：

EP0 が国際調査機関の場合に調査前に発せられる指令です。

調査前に出願人に補正の機会を与えるものです。

KEMPOS 上では「自発補正」期限として設定しています。

EP0 作成の国際調査報告／国際予備審査報告の見解書への応答指令

出願が、欧州特許庁を国際調査機関とした国際特許出願である場合には、Rule161(1)に基づく通知が発行されます。出願人は、６か月（延長不可）以内にこの通知に対して応答しなければなりません。出願人が、この通知に応答しない場合には、出願は取り下げたものとみなされます。

国際調査報告で特許性が認められている場合には、応答義務はありません。

2011/05/01 に応答期間が 1 → 6 か月に延長されました。

①－２－２．Rule161(2)の通知：

EP0 以外が国際調査機関の場合に調査前に発せられる指令です。

調査前に出願人に自発補正の機会を与えるものです。

KEMPOS 上では「自発補正」期限として設定しています。

欧州特許庁以外を国際調査機関にした場合は、Rule161（２）に基づく通知が発行されます。

この場合はこの通知の公開から６か月以内に補正をすることができます。応答義務はありません。

EP への国内移行手続を終えた Euro-PCT 出願人は、EP によるサーチ（先行文献調査）が始まる前に、通常、Rule161(2)の通知を受け取ります。それから６か月以内に、出願人は、EP に対して自発補正をすることができます。補正後のクレーム等について、サーチがなされます。

いったん Rule161(2) の通知がなされると、出願人が早期に応答しても、通知後６月間は、サーチは開始されません。

①－３．Rule164(1)の通知：追加調査手数料納付期限

2010 年に改正されましたが、2014 年に元に戻りました。

改正後の規則 164(1)では、EP0 が国際調査機関でなかった場合、補充の調査段階で発明の単一性を欠くと判断されれば、出願人には、追加の調査手数料を支払うための２ヶ月の期間が与えられました。

EP0 が国際調査機関であった場合には、改正後の規則 164(2)によって、欧州への移行時のクレームが単一性を欠くのであれば、追加の調査手数料を支払うための２ヶ月の期間が与えられますが、追加の調査結果は、最初の審査結果または規則 71(3)の通知とともに発行されました。

①－４．SR公開への応答手続き

①－４－１．関連手続きの設定

PCT 経由の場合は、審査請求期限の設定はありません。

SR への応答も、ほぼ 2 ヶ月後に発送される Rule70(2)を受け取ってからとなるので、ここでの最終期限の設定は不要です。

①－４－１－１．SR 公開(PCT)

- ・EESR の応答期限は「SR 暫定応答期限」という名前で応答期限にセットします。
- ・専用に設けていた「EESR 応答期限設定」の枠ではなく、応答期限で管理します。

手続定義設定

部分一致 手続定義

共通手続に登録

手続定義 Copy Edit New Write Delete

手続定義名	SR公開(PCT)	手続定義ID	21460
手続名称	SR公開(PCT)	手続詳細	並み順 21420
手続名称2	SR公開(PCT)		(PCT)サーチレポートの公開
手続英名称			

手続設定 期限設定

翻訳期限設定	なし	存続期限設定	なし
優先証明期限設定	なし	審査請求期限設定	なし
PD翻訳期限設定		年金期限設定	なし
応答期限設定	手続Tb参照	更新期限設定	なし
応答期限題名	SR暫定応答期限	追完期限設定	なし
応答期限延長		納付年数入力	なし
応答担当	指定なし	使用証明期限設定	なし
応答題名		分納区分入力	なし
応答限定		書換申請期限設定	なし
回答期間設定	0	出願翻訳期限設定	なし
新規性期限	0	指定納付期限設定	
19条補正期限設定	なし	JP指定取下区分	なし
34条補正期限設定	なし	本出願期限設定	なし
分割出願期限設定	なし	最終拒絶解消設定	なし
審査請求料金返還		アクティブ期限設定	なし
審請料繰延設定	なし	EESR応答期限設定	なし
使用宣誓期限設定	なし	対出願期限設定	なし
		存続延長期限設定	なし
		実施報告期限設定	なし

- ・ 期限設定画面です。手続日から 6 か月で設定します。

手続期限設定

応答期間設定

出願種別 410 手続ID

共通種別	国名	固有種別	期限が発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限	
						国内	外国	国内	外国
	EPO	EP特許	(非PCT)サーチレポートの公開	SR応答期	手続日	-6	-6	0	0
	EPO	EP特許	(非PCT)サーチレポート	SR暫定応答	手続日	-6	-6	0	0
	EPO	EP特許	(PCT)Rule70(2):EPC応答要求の	SR応答期	手続日	-6	-6	0	0
	EPO	EP特許	(PCT)サーチレポートの公開	SR暫定応答	手続日	-6	-6	0	0
	EPO	EP特許	Rule71(3)	Rule71(3)	手続日	-4	-4	0	0

①－ 4－ 1－ 2． Rule70(2)の指令

EESR 公開からほぼ 1 ヶ月後に発行されます。この日から 6 か月以内に応答する必要があります。
 応答期限に「SR 応答期限」という名前で期限を設定します。

手続定義設定

手続定義設定

部分一致 手続定義

共通手続に登録

手続定義 Copy Edit New Write Delete

手続定義名 Rule70(2) 手続定義ID 21450

手続名称 Rule70(2) 手続詳細 並び順 21450

手続名称2 Rule70(2) (PCT)Rule70(2):EPC応答要求の通知

手続英名称

手続設定 期限設定

翻訳期限設定 なし

優先証明期限設定 なし

PD翻訳期限設定

応答期限設定 手続Tb参照

応答期限題名 SR応答期限

応答期限延長

応答相当

存続期限設定 なし

審査請求期限設定 なし

年金期限設定 なし

更新期限設定 なし

追完期限設定 なし

納付年数入力 なし

使用証明期限設定 なし

- ・ 期限設定画面です。手続日から 6 か月で設定します。

手続期限設定

応答期間設定

出願種別 410 手続ID

共通種別	国名	固有種別	期限が発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限	
						国内	外国	国内	外国
	EPO	EP特許	(非PCT)サーチレポートの公開	SR応答期	手続日	-6	-6	0	0
	EPO	EP特許	(非PCT)サーチレポート	SR暫定応答	手続日	-6	-6	0	0
	EPO	EP特許	(PCT)Rule70(2):EPC応答要求の	SR応答期	手続日	-6	-6	0	0
	EPO	EP特許	(PCT)サーチレポートの公開	SR暫定応答	手続日	-6	-6	0	0

①－4－1－3．SR 応答

- ・ Rule70(2) で設定した「SR 応答期限」を解除する手続きです。
- ・ 期限設定タブの応答期限設定は「解除」になっています。

手続定義設定

部分一致 ▼ 手続定義 ▼

共通手続に登録

手続定義 ▼ ▼ Copy Edit New Write Delete

手続定義名	SR応答	手続定義ID	21440
手続名称	SR応答	手続詳細	並列順
手続名称2	SR応答		21440
手続英名称		サーチレポート応答	

手続設定 期限設定

翻訳期限設定	なし ▼	存続期限設定	なし ▼
優先証明期限設定	なし ▼	審査請求期限設定	なし ▼
PD翻訳期限設定	なし ▼	年金期限設定	なし ▼
応答期限設定	解除 ▼	更新期限設定	なし ▼
応答期限題名		追完期限設定	なし ▼
応答期限延長	☐	納付年数入力	なし ▼
応答担当	指定なし ▼	使用証明期限設定	なし ▼

- ①-4-2. EP特許台帳の作成
- ・PCT 経由 EP の台帳です。

The screenshot shows two windows from a patent application management system.

The top window, titled '出願台帳' (Application Register), displays details for application 160728WO/EP. It includes fields for '整理番号' (160728WO/EP), 'EP特許' (EP Patent), '管理者' (Manager), '担当弁理士' (Attorney-in-Charge), '出願人' (Applicant: アルプス電気株式会社), '代理人' (Agent), '出願日' (2016年4月4日), and '公開日' (2016/02/02). It also shows '出願No.' (2016-116789) and '登録No.' (PCT/J2016/100001).

The bottom window, titled '関連出願' (Related Applications), shows a table of related applications:

関連出願整理番号	優先(条約)	JP	特	出願日	出願No.	登録日	登録No.	IDS	移行	備考
160728	1	1165	1	2016/02/02	2016-116789			☐	☐	
160728WO/US	3	1169	3	2016/04/04				☐	☐	
160728WO	4	1166	4	2016/04/04	PCT/J2016/100001			☐	☐	

- ・国内移行の入力を行います。

The screenshot shows the '出願手続' (Application Procedure) window with the '国内移行' (Domestic Transfer) process selected. It includes fields for '移行日' (2016年10月11日), '経表示' (DNTTrn), '送付日' (2016年7月28日), '受領日' (2016年7月28日), '納付年数' (1~2), and 'WF納品日'. There are also buttons for 'IDS提出', '請求書', '提出書', '通知状', '受任票', '添付DN', and '任意期限'. A '転記' (Transfer) button is visible in the top right.

- ・下記のメッセージが表示されますので「はい」を押します。
同時に審査請求を行わない場合は「いいえ」ですが、通常は同時に審査請求を行うケースが多いと思われ
ます。

The screenshot shows a Microsoft Access dialog box with the following text: 'PCT経由のEP出願ですが、移行日を審査請求日にセットしますか。' (PCT route EP application, but set the transfer date to the examination request date?). Below the text are two buttons: 'はい(Y)' (Yes) and 'いいえ(N)' (No).

- 国内移行入力後の出願台帳です。
「審査請求期限」「審査請求日」「年金起算日」「納付年」「年金期限」が設定されています。

出願台帳

完全一致

整理番号

160728wo/ep

Report

Preview

Print

自願

内内

特

手続追加

出願台帳(横)

選択表

Revival

Copy

Edit

All Entry

New

Write

Delete

出願

(PCT->EP)F

▶整理番号

160728WO/EP

EP特許

管理者

担当弁理士

1168

EP

特

内外

担当者

事務担当者

年金期限

要

2018/04/30

全件表示

出願人数

1

共願分母

0

通知先

発明者

0

納付年

2

月

0

出願人

A01

アルプス電気株式会社

山本 一郎

代理人

存続期限

2036/04/04

優先権

2016/02/02

出願日

2016年4月4日

公開日

公告日

登録日

原出願

出願No

公開No

公告No

登録No

出願ルート

請求項

審請期限

2018/09/02

権利範囲

審査経過

出願書誌

図面包袋

外国出願

外国期限

案内

出願形態

請求済

2016/10/11

年金更新

受任他

発明者

権利者

数量

任意期限

請求

関連

3

編集

進捗

抽出

包袋

包袋

編集

全期限

名称

English

印刷済

限定表示

年金回数

年金起算

2016年4月30日

年金期限

2018年4月30日

代理期限

所内期限

納付日

手動期限

出願経過

①-4-3. SR公開

- ・SR公開の入力です。応答期限（SR 暫定応答期限）がセットされます。SR 公開から6か月後です。

出願台帳

経過手続 SR公開(PCT)

New Edit Delete IDS提出 転記

☐ IDS 追完 期限補正

公開日 2017年5月5日 経表示 ☒ DNTrn

送付日 受領日 2016年8月1日

WF納品日

クレーム減縮 ☐ 印刷済 ☐

経過 引例 包袋

SR暫定応答期限 2017年11月5日

最終期限

回答期限

管理/技術 事務/翻訳 補助担当 発送番号

- ・SR 公開 (PCT) 入力後の出願台帳画面です。応答期限が設定されています。

出願台帳

完全一致 整理番号 160728wo/ep Report Preview Print 自願 内内 特 審査 (PCT)Rule? 手続追加

出願台帳(横) 選択表 Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

整理番号 160728WO/EP EP特許 管理者 担当弁理士 1168 EP 特 内外 担当者 事務担当者 年金額 要 2018/04/30

全件表示 出願人数 1 共願分母 0 通知先 発明者 0 納付年 2月 0

出願人 A01 アルプス電気株式会社 山本 一郎 SR暫定応答期限 2017/11/05

代理人 存続期限 2036/04/04

優先権 2016/02/02 出願日 2016年4月4日 公開日 公告日 登録日

原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

出願ルート 請求項 審議期限 2018/09/02 年金更新 受任他 発明者 権利者 数量 任意期限 請求

出願形態 請求済 2016/10/11 権利範囲 審査経過 出願書誌 図面包袋 外国出願 外国期限 案内

関連 3 編集 進捗 抽出 包袋 包袋 編集 全期限

名称 English 印刷済 限定表示

IPC

Key Word

指令名称 手続名 SR公開(PCT) 2 出願経過

指令発送 手続日 2017/05/05 手続

期限名称 SR暫定応答期限 指令日 2017/05/05

応答期限 2017/11/05 手続期限 2017/11/05

最終期限 最終日 2017/05/05

顧客への通知 Due 起案日

応答案の作成 Due 発送番号

応答案の Due EPC関連情報

指定方式

受任台帳 J-PlatPat

①－4－4．Rule70(2)の指令

SR 公開 (PCT) からほぼ 1 ヶ月後に発行されます。この日から 6 か月以内に応答する必要があります。
 応答期限に「SR 応答期限」という名前で期限を設定します。

出願手続

経過手続 Rule70(2)

New Edit Delete IDS提出 転記

☐ IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

通知日 2017年6月6日 経表示 ☒ DNTTrn

添付DN

任意期限

送付日

受領日 2016年8月1日

クレーム減縮 ☐

印刷済 ☐

WF納品日

経過 引例 包袋

管理/技術

事務/翻訳

補助担当

SR応答期限 2017年12月6日

最終期限

回答期限

発送番号

- ・ 新たに応答期限が設定されます。

Kempos Ver.6

i 【案内】
 既に設定されている期限[SR暫定応答期限] 2017/11/05を解除し、新たに期限を設定します。

はい(Y) いいえ(N)

- Rule70(2)入力後の出願台帳画面です。新しい応答期限が設定されています。

出願台帳															
整理番号		160728WO/EP		Report		Preview		Print		自願		内内		特	
出願台帳(横)		選択表		Revival		Copy		Edit		All Entry		New		Write	
1168		EP特許		管理者		担当弁理士									
全件表示		出願人数		1		共願分母		0		通知先		発明者		0	
出願人		A01		アルプス電気株式会社				山本 一郎		SR応答期限		2017/12/06		存続期限	
代理人												2036/04/04			
優先権		2016/02/02		出願日		2016年4月4日		公開日		公告日		登録日			
原出願				出願No.				公開No.		公告No.		登録No.			
出願ルート		請求項		審議期限		2018/09/02		年金更新		受任他		発明者		権利者	
出願形態				請求済		2016/10/11		権利範囲		審査経過		出願書誌		図面包袋	
関連		3		編集		進捗		抽出		包袋		包袋		編集	
名称		English		印刷済		限定表示		指令名称		手続名		Rule70(2)		3	
								指令発送		手続日		2017/06/06		出願経過	
								期限名称		SR応答期限		指令日		2017/06/06	
								応答期限		2017/12/06		手続期限		2017/12/06	
								最終期限				最終日		2017/06/06	
IPC				顧客への通知		Due		起案日				受任台帳			
				応答案の作成		Due		発送番号				J-PlatPat			
Key						Act		EPC関連情報							

①-4-5. SR 応答

- Rule70(2) で設定した「SR 応答期限」を解除します。

- SR 応答入力後の画面です。応答期限はクリアされています。

②NON-PCTルートの場合

②-1. SR公開への応答手続き

②-1-1. 関連手続きの設定

②-1-1-1. SR公開

- ・従来のものを変更します。
 - ・専用で設けていた「EESR 応答期限設定」は「なし」に設定します。
 - ・応答期限に「手続 Tb1 参照：SR 応答期限」と設定します。

・審査請求期限の設定

審査請求は EESR 公開前でも行うことができますが、実務上は EESR 公開後に行う場合がほとんどです。EESR 公開前に審査請求を行っていた場合は、しばらくして「審査続行の確認通知（これも Rule70(2) となる）」が通知されるので、こちらへの応答が EESR への応答となります。

手続定義設定

部分一致 手続定義 共通手続に登録

手続定義 Copy Edit New Write Delete

手続定義名 SR公開(非PCT) 手続定義ID 21420

手続名称 SR公開(非PCT) 手続詳細 並び順 21420

手続名称2 SR公開(非PCT) (非PCT)サーチレポートの公開

手続英名称

手続設定 期限設定

翻訳期限設定	なし	存続期限設定	なし
優先証明期限設定	なし	審査請求期限設定	審査請求
PD翻訳期限設定		年金期限設定	なし
応答期限設定	手続Tb1参照	更新期限設定	なし
応答期限題名	SR応答期限	追完期限設定	なし
応答期限延長		納付年数入力	なし
応答担当	指定なし	使用証明期限設定	なし
応答題名		分納区分入力	なし
応答限定		書換申請期限設定	なし
回答期間設定	0	出願翻訳期限設定	なし
新規性期限	0	指定納付期限設定	
19条補正期限設定	なし	JP指定取下区分	なし
34条補正期限設定	なし	本出願期限設定	なし
分割出願期限設定	なし	最終拒絶解消設定	なし
審査請求料金返還		アクアパス期限設定	なし
審請料繰延設定	なし	EESR応答期限設定	なし
使用宣誓期限設定		対心出願期限設定	
		存続延長期限設定	
		実施報告期限設定	

②-1-1-2. SR応答

- ・こちらについては PCT-EP と同じなので省略します。

・ E P 特許出願の台帳です。

- ・出願を入力します。

- ・出願入力後の出願台帳画面です。年金納付年と年金期限が設定されています。

13

②－１－３．調査報告(Search Report) (92 条)

出願が受理されると、調査部により先行技術が調査されてサーチレポートが作成され、送られてきます。先行技術調査はクレームに基づいて行なわれます。
サーチレポートには、発明の新規性及び進歩性の判断資料となる引用文献名、その文献と関連するクレーム、文献中の引用箇所、関連の度合いが記載されます。

E P C 出願が第一国出願である場合、すなわち優先権の主張がない場合は、通常、欧州特許庁は出願日から 6 ヶ月以内にサーチレポートを作成し出願人に送付することになっています。

E P C 出願が第二国出願である場合、すなわち優先権の主張がある場合は、早期サーチの請求がない場合、E P C 出願日から 1 年以内にサーチレポートを作成、送付することになっています。この場合は、出願公開には間に合わない場合があります。

出願人はサーチレポートを見て、審査請求するかどうか、また補正が必要かどうかを判断します。審査請求は、出願日からサーチレポート公開後 6 ヶ月以内にします。日本と同様に、早期審査請求をすれば、約 3 ヶ月で最初の審査結果が得られます。

調査部が「発明の単一性」を満たさないと判断した場合、最初に記載された発明に関してのみ、サーチレポート作成します。他の発明のサーチレポートの作成を求める場合は、追加のサーチ料が求められます。

追加の調査料を払わない場合、サーチレポートの作成は行なわれず、後の審査においても審査部ではサーチレポートの作成されないクレームは審査されないのので、最終的に「発明の単一性」要件違反で拒絶されることになります。この場合、他の発明を審査してもらうには分割出願を行なうことになります。

追加の調査料を払うと、残りのクレームに関してのサーチレポートも作成され審査されます。審査部において、調査部の「発明の単一性」違反の判断が撤回される場合もあります。この場合出願人の請求により追加の調査料は返金されます。
審査部においても、調査部の見解が維持された場合は、他の発明に関しては分割出願を行なう必要があります。その場合、調査料はすでに支払い済みの分は減額されます。

出願人は、サーチレポートを受け取る前は、明細書、クレーム及び図面の補正を行なうことはできません。

サーチレポートを受け取った後、審査部から最初のオフィスアクションを受け取る前でも、明細書、クレーム、図面の補正を自発的にすることができます。補正の制限については、日本の場合より厳しくなっているようです。補正ができない場合、分割出願で対応することになります。

審査部から最初のオフィスアクションを受け取った後は、それに対する応答の際に一回だけ補正をすることができます。

また、この発明の米国出願がある場合、サーチレポートで示された先行技術情報は、I D S の対象となりますので、米国特許庁への開示（提出）が必要となります。
この件に関する、K E M P O S の設定は、米国特許入力ガイドの I D S を参照して下さい。

以上のような、サーチレポートですが、KEMPOSでの入力としては、以下のようになります。

自願 内内 特
審査 手続追加
国際公開
出願番号通知
年金 出願公開
0 納付 0 サーチレポートの公開
サーチレポート (EPC)
(PCT)サーチレポートの公開
(非PCT)サーチレポートの公開
拡張ヨーロッパ調査報告(期限なし)

出願手続 経過手続 EP調査報告
New Edit Delete IDS提出 任意期限 転記
IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票
発行日 2020年5月5日 経表示 DNTn 添付DN 任意期限
送付日 クレーム減縮
受領日 2020年8月11日 印刷済
WF納品日

このEPC特許出願は、米国特許のIDS監視対象となっていますので、以下のIDS期限設定のダイアログボックスが表示されます。

Kempos Ver.8
【案内】
1件のIDSレポート先が見つかりました。これらの報告期限を設定しますか？
はい(Y) いいえ(N)

「はい」を選択することで、次頁のIDS期限の設定画面がポップアップで表示されます。

②－１－４．出願公開

EPC 出願は、原則として優先日から 1 年 6 カ月経過後 E P 公報として公開されます。

サーチレポートは出願と共に（場合により出願より後に）優先日から 18 月経過後に公開されます。

このサーチレポートは、原則として出願公開と同時に公開されます（出願公開までにサーチレポートが作成できなかったときは、作成後速やかに公開されます）。

E P C 出願も P C T 出願と同様に優先日から 1 年 6 ヶ月以内に公開されます。サーチレポートがこの公開前に作成されている場合には、出願書類が「A 1 ドキュメント」としてサーチレポート共に公開され、サーチレポートが公開前に作成されていない場合には、出願書類が「A 2 ドキュメント」として公開されます。その後、サーチレポートが「A 3 ドキュメント」として公開されます。

出願公開の入力画面です。「公開日」「公開番号」を入力します。

この E P C 出願が、指定国として「G B（英国）」を含んでいる場合は、香港出願期限を設定するダイアログボックスが表示されます。

ここで、「はい」を押すと、香港出願期限（公開日から 6 ヶ月後）が設定されます。

年金更新	受任他	発明者	権利者	数量	任意期限	請求	納品
権利範囲	審査経過	出願書誌	図面包袋	外国出願	外国期限	外国期限	案内
予審期限		出翻期限		香港出願期限	2018/01/05		
予審請求		出翻提出		香港出願日			
証明期限		PD翻期限		香登申期限			

公開日入力後の出願台帳画面です。

出願台帳

完全一致 整理番号 F2000-EP Report Pview Print 自願 内内 特 手続追加

出願台帳(全) 選択表 Revival Copy Edit All Entry Import New Write Delete 審査 出願公開

整理番号 F2000-EP EP特許 管理者 担当弁理士 531 EP 特 内外 担当者 事務担当者 年金期限

全件表示 出願人数 1 共願分母 0 通知先 発明者 0 納付年 0 月 0 日

出願人 A01 アルプス電気株式会社 存続期限

代理人

優先権 2016/01/10 出願日 2016年10月20日 公開日 2017年7月5日 公告日 登録日

原出願 出願No 06334444.9 公開No 1744532A1 公告No 登録No

出願ポート 請求項 審請期限 年金更新 受任他 発明者 権利者 数量 任意期限 請求 納品

出願形態 未請求 権利範囲 審査経過 出願書誌 図面包袋 外国出願 外国期限 案内

関連 3 編集 進捗 抽出 包袋 包袋 編集 全期限

名称 English 印刷済 限定表示

予審期限 出願期限 香港出願期限 2018/01/05

予審請求 出願提出 香港出願日

E P C 出願の出願種別の設定画面です。

出願種別設定

部分一致 手続設定 期限設定

国分類 EP 法分類 特 Edit New Write IDS設定 一覧表示

種別ID 410 Code P 出願国 EPO 法分類 特

並び順ID 410 種別名 EP特許 新規選択除外

手続分類 外国特許2 種別英名 Patent 基準日

各種設定 期限設定 年金設定

優先出願期限 1 優先証明期限 優先権日 -16 香港出願期限 公開日 -6

優先有効期限 1 PD翻訳期限 手続日 -4 香港EP指定国

30条適用期間 -6 香港登録申請期限 登録日 -6

審査請求期限 SR公開日 -6 到達期間加算 10 分割出願期限 手続日 -4

予備審請期限 なし 0 審請料返還期間 分割出願期限2

追完期限 なし 0 EESR応答期間 -6 異議申立期限

出願翻訳期限 実施報告期限 対応出願期限

指定納付期限 審査請求延長期間 使用証明(出願時)

アクセパンス期限 アクセパンス延長期間 関連意匠出願期限

②-1-5. SR 公開(非 PCT)

出願公開時に、サーチレポートが既に準備されている場合、出願公開の付属書類としてそのサーチレポートも公開されます。(この場合、出願公開番号の後ろに「A1」と付されます)

KEMPOSにおいては、同時に公開された場合でも、「サーチレポートの公開」という別の手続きとして入力します。これは、審査請求期限の計算をサーチレポートの公開にともなう行なっているためです。

- SR 公開の入力です。審査請求期限、応答期限がセットされます。

- SR 公開入力後の出願台帳です。審査請求期限、応答期限がセットされています。

②-1-4. SR 応答

- PCT 経由の場合と同一ですので省略します。

②－１－６．審査請求(Request for Examination)

欧州特許出願は、審査請求を行わなければ審査されません。

審査請求の期限は、サーチレポートの公開から６ヶ月以内です。

審査請求は書面で行ない、かつ審査料金が払われるまでは提出したものとは認められません。

期限内に審査請求料が支払われないと、欧州特許庁から出願人に通知されます。

この通知から１ヶ月以内であれば、追加料金を払えば審査請求できます。この場合５０％の割増料金がかかります。

また、同じ期間内に指定国料金を払わなければなりません。

審査請求は、出願と同時にこなうこともできます。

審査請求が、サーチレポート送付前に提出されていた場合は、欧州特許庁から以後の手続きを望むか否か、サーチレポートの公開から６ヶ月以内に知らせるように通知が送られてきます。

この通知に回答しないと出願は取り下げられたものと見なされます。

この通知をまたずに、出願人から手続きの続行を希望する旨の書面を提出することもできます。

審査請求の入力画面です。

出願台帳に審査請求日がセットされます。

③－１．庁指令 (Office Action)

審査請求がなされると、欧州特許出願は審査部に移管され、実体審査が開始されます。
出願が条約で定める要件を満たしていないと判断した場合、審査官は最初のオフィスアクション (first communication) を送付します。

出願人は、これに対して所定の期間内 (通常は４ヶ月) に回答書 (意見書及び補正書) を提出することができます。

回答書提出期限は、期間延長請求書を提出することで延長することができます。

期限内に回答しないと、その出願は取り下げられたものと見なされます。

ただし、処理続行請求による救済措置が設けられています。

審査部は、必要と認める限り、出願人に対して何度でも庁指令を出すことができます。

審査部が最終的に特許を付与できないと判断した場合は、拒絶査定がなされます。

補正等により、拒絶が解消されたと判断された場合、特許査定に至る手続きに進みます。

オフィスアクションの入力画面です。４ヶ月+到達期間加算 10 日の日付が応答期限に設定されます。

Kempos Ver.8

 **【案内】**
4件のIDSレポート先が見つかりました。これらの報告期限を設定しますか？

以下は、オフィスアクション入力後の出願台帳画面です。

応答期限が設定されています。

③－２．拒絶査定

審査官が、最終決定が適当と判断すると、他の審査官と相談の上、欧州特許を付与できないという審査部としての拒絶査定がなされます。

拒絶査定の理由は、オフィスアクションにより出願人にコメントの機会を与えたものでなければなりません。オフィスアクションにない理由で拒絶査定になることはありません。

拒絶査定に不服の場合は、審判を請求します。審判請求できる期間は、拒絶査定から２ヶ月です。欧州特許では、特別に拒絶査定に対する審判というものはありません。各部の査定や決定に対して不服のある場合は、前審から２ヶ月以内に審判を請求できる旨の規定が１０６条以下にあります。

拒絶査定の入力画面です。２ヶ月後に応答期限が設定されます。期限名は「審判請求」です。

拒絶査定入力後の出願台帳画面です。応答期限（審判請求）がセットされています。

③－３．特許査定(Decision to Grant)(Rule71(3))

欧州特許の特許査定にあたる手続きは一般に「ルール 71(3)」と呼ばれています。
審査部は特許付与を決定する前に、出願人に特許を付与しようとする明細書(許可テキスト)を送付して、出願人に通知します。これには以下のことが記載されています。

- ・特許許可料金及び公報印刷料金の支払い
- ・手続き言語以外の２つの公用言語によるクレームの翻訳文の提出

この期間は通常４ヶ月が指定されます。最大２ヶ月延長することができます。

2002年6月までの取り扱いでは、Rule71(3)で出願人に明細書テキストへの同意を求めてRule71(3)の通知で、料金の支払い、クレームの翻訳を求めるようになっていましたが、現在はこれがRule71(3)に一本化されています。

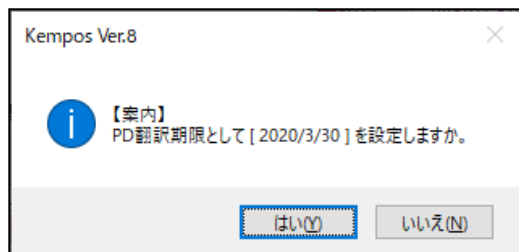
Rule71(3)の通知後に、補正を行なうことができます。

補正を行なった場合(補正クレームの翻訳文を提出した場合)、補正クレームの内容で特許を発行することに同意したとみなされます。

審査部で補正に同意できない場合、出願人に意見を求め再度補正を行なうよう求めてきます。

Rule51(4)の入力画面です。４ヶ月後に期限が設定されます。期限名は「Rule51(4)」です。

EPC出願については、第一国出願の翻訳文の提出が必要です。
ただし、第一国出願と欧州特許出願の内容が実質的に同一である場合は、宣誓書を提出することで、翻訳文の提出は不要となります。
この期間は、欧州特許庁からの指定によりますが、特許査定のお知らせから4ヶ月となります。
以下のダイアログボックスが表示されますので、「はい」を選択します。



「PD 翻訳期限」とは、優先権証明書の翻訳期限を指しますが、具体的には第一国出願の明細書の翻訳文を指します。

以下は、出願台帳画面で、応答期限・PD 翻訳期限の設定されたものです。

年金更新	受任他	発明者	権利者	数量	任意期限	請求	納品
権利範囲	審査経過	出願書誌	図面袋	外国出願	外国期限	案内	
予審期限		出翻期限		香港出願期限	2018/01/05		
予審請求		出翻提出		香港出願日			
証明期限		PD翻期限	2020/03/30	香港登申期限			
証明提出		PD翻提出		香港登申日			

③－ 4. 料金納付 (Issue Fee)

出願人には、特許査定により許可テキストが送付され、合わせて以下のことを求めています。

- ・ 特許許可料金及び公報印刷料金の支払い
- ・ 手続言語以外の2つの公用語によるクレームの翻訳文の提出

出願人が、指定された期間（通常4ヶ月）以内に、上記の手続きを行なうことで、許可テキストに基づく特許の発行を承認したものと見なされます。

KEMPOSでは、料金納付の入力を行なうことで、これらの手続きを行なったものとします。この入力を行なうことで、応答期限は解除されます。

料金納付の入力画面です。特許査定 (Rule51(4)) に対する応答手続きとなります。

③－５．登録(特許付与) (Grant of Patent)

特許要件を満たし、Rule51(4)で指定された料金を支払った欧州特許出願は、その旨が欧州特許公報に記載されます。明細書・クレーム・図面が公表され、出願人には特許証が交付されます。特許権者は、特許付与の公告の日から、各指定国において、それぞれの国内特許権と同等の権利を取得します。

The screenshot shows a software interface for patent registration. The main window is titled '出願手続' (Application Procedure). The '経過手続' (Progress Procedure) tab is selected, and the '登録' (Registration) sub-tab is active. The interface includes several input fields and buttons. Key fields include '登録日' (Registration Date) set to '2020年5月10日', '登録番号' (Registration Number) set to '1744532B1', and '登録日' (Registration Date) set to '2020年5月10日'. There are also checkboxes for 'IDS' and 'IDS提出'. The bottom section has tabs for '経過情報', '引用文献', '先行技術', and '包袋情報'. The '経過情報' tab is selected, showing fields for '管理/技術', '事務/翻訳', '補助担当', and '登録番号'.

特許番号はドイツ以外は公開番号と同じですが、末尾に「B1」「B2」がついています。

「B1」は異議申し立てがされる前の特許であることを意味します。

「B2」は異議申し立て中に補正があった場合、補正後のクレームで再公開されていることを示しています。

ドイツの場合は、別の登録番号が付与されます。(例) 69523217.9

6：欧州特許庁に英語、フランス語で出願されたものの翻訳であることを示します。

95：1995年の出願であることを示します。

23217：その年の連番を示します。

9：コンピュータ用の識別子です。

EPCには「付与後異議」の制度があります。その期間は、特許付与日（特許公報の公示日）から9ヶ月以内です。

異議申立がされると、異議申立人と特許権者が異議申立の当事者となります。

異議申立は欧州特許が放棄・失効した後でも行なうことができます。

KEMPOS上で、この9ヶ月の期間は特に管理していません。

異議申立の詳細は、異議申立の項で説明します。

③－ 6． 指定国への移行

欧州特許条約は、締約国の全ての国で有効な特許を自動的に発行するものではありません。
特許権は単一の特許権ではなく、出願人が指定した国の国内特許の束として与えられます。

指定国側では、明細書が自国の公用語で作成されていない場合は、所定の期間内に翻訳を提出することを要求することができます。その期間内に翻訳が提出されなかった場合は、その国では特許権は発生しません。

この翻訳提出の期間は、通常、特許付与日から 3 ヶ月で、各指定国はそれ以上の期間を認めることもできます。

特定締約国特有の国内先行技術は、欧州特許庁では特許性の審査において考慮されません。
未公開の先願開示技術(日本における 29 条の 2)は、指定国別に適用されます。
したがって、欧州特許権が付与されても、特定の指定国で無効とされる場合もあります。

これらの作業は実際には、現地代理人に依頼することで、ほとんど自動的に処理されるものと思われます。

KEMPOS 上での指定国移行手続きが「EPC 分割」となります。
これは、親の EPC から子の指定国のファイルを自動作成する手続きです。

- ・ 関連出願に関連区分を「指定(EPC)」として移行対象国の国コードを設定します。
対象国の数だけ、レコードを作成します。
この時整理番号の指定はしません。関連出願に追加した後は一度 Write ボタンを押して情報を確定してください。

出願関連									
関連出願		外国台帳一括作成		国内優先一括作成		New Delete		Tree 表示	
No.	関連区分 整理番号	国	法分類 親出願ID	出願ルート 出願形態	出願日 登録日	最先優先日 アクセスコード	出願番号 登録番号	各種状態	備考
1	優先(条約)	JP	特		2016/01/10	2016/01/10	2016-001123	☐ IDS ☐ 移行	
	P1000		520	1				☐ 登録 ☐ 消滅	
2	指定(EPC)	DE	特					☐ IDS ☐ 移行	
				2				☐ 登録 ☐ 消滅	
3	指定(EPC)	FR	特					☐ IDS ☐ 移行	
				3				☐ 登録 ☐ 消滅	
4	指定(EPC)	IT	特					☐ IDS ☐ 移行	
				4				☐ 登録 ☐ 消滅	

- ・EPC分割の手続を入力します。

自願 内内 特 手続追加

顧客

放棄回答
放棄指示
放置
年金
納付
0
DAIに基づく原稿作成
DAIに基づく原稿送付
O A (出願人からの回答)
O A (代理人への指示)
O A (代理人からの手続完了の報告)
O A (顧客への手続完了の報告)
O A (代理人からの手続完了の報告：期限クリアせず)
審査請求 (代理人からの期限の案内受理)
審査請求 (出願人への期限案内の送付)
審査請求 (出願人からの回答)
審査請求 (代理人への指示)

外国 EPC分割
放棄回答

- ・通常「転記」となっているボタンが「指定国」となっています。

出願手続

経過手続 EPC分割

New Edit Delete IDS提出 任意期限 指定国

☒ IDS 追完 期限補正

提出日 2020年5月15日 経表示 ☒ DNTmn

応答元指令

送付日 受領日

請求書 提出書 通知状 受任票

添付DN 任意期限

クレーム減縮 ☐

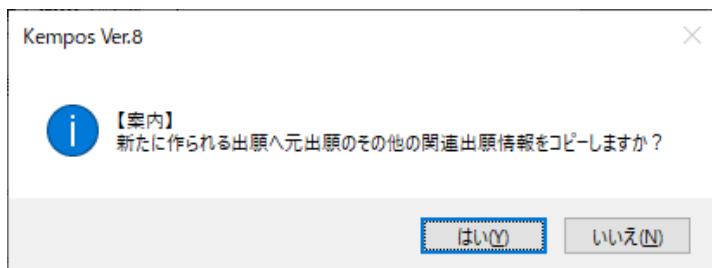
印刷済 ☐

- ・ここで「指定国」ボタンを押しますと、以下の一連のダイアログボックスが表示されます。

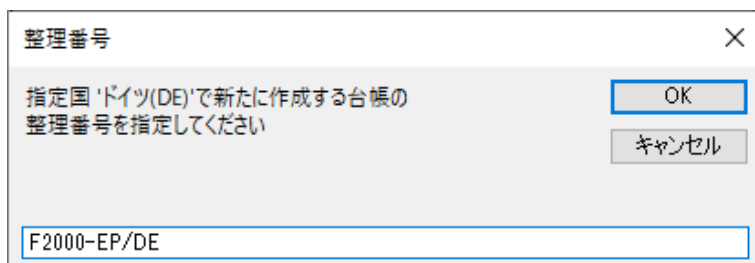
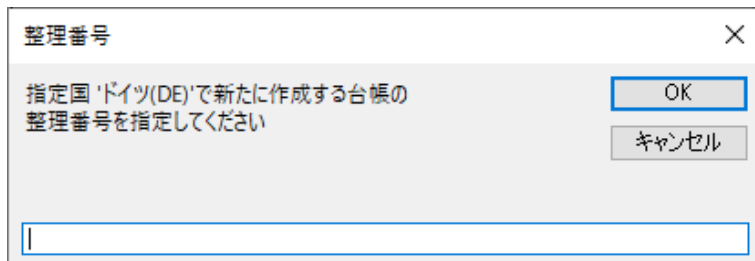
Kempos Ver.8

【案内】
新たに作られる出願へ元出願の優先権の関連出願情報をコピーしますか？

はい(Y) いいえ(N)

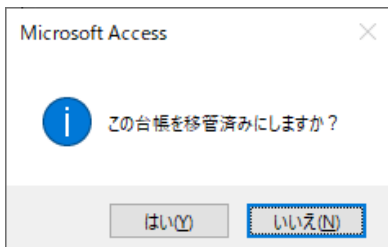


- ・関連出願で「指定(EPC)」として入力してある国の数だけ、指定国の整理番号を入力してゆきます。



- ・ここで、親のEPCのデータをコピーして子の指定国のファイルが作成されます。

すべての指定国のファイルを作成した後、親のEPCのファイルを「移管済み」にするかを聞いてきます。「移管済み」にすると、消滅扱いとなります。



- ・EPC分割の記録は、出願経過に記録されます。これは、ファイルを作成した作業日です。

2020/03/25	設定納付			▼		▼	
2020/05/10	登録			▼		▼	
2020/05/15	EPC分割			▼		▼	ドイツへ移管F2000-EP/DE

- ・指定国の国コードのみ入力してあった関連出願には、新規作成された指定国の整理番号が追加されあらたに作成された指定国ファイルへの連結が設定されます。

2	指定(EPC)	▼	DE	▼	特	▼		▼	2016/10/20	201
	F2000-EP/DE				1393	2		▼	2020/05/10	
3	指定(EPC)	▼	FR	▼	特	▼		▼	2016/10/20	201
	F2000-EP/FR				1394	3		▼	2020/05/10	
4	指定(EPC)	▼	IT	▼	特	▼		▼	2016/10/20	201
	F2000-EP/IT				1395	4		▼	2020/05/10	

③－ 7. 異議申立て (Opposition Proceedings)

特許の公告の日から、9ヶ月以内に、特許権者以外は誰でも特許付与に対して異議申立を行なうことができます。

異議申立の審査は異議部で行なわれます。

方式審査を経て、異議申立書は特許権者に送られます。

特許権者は指定期間（4ヶ月）の間に、答弁書及び補正書を提出できます。

特許権者の提出した答弁書・補正書は、直ちに異議申立人に送られます。

異議申立人は、これに対して指定期間内に弁駁書を提出して、意見を述べるすることができます。

この期間は、特許権者が補正した場合4ヶ月、補正しなかった場合2ヶ月となります。

異議部は、異議申立に対して決定を行います。その決定は以下の3つのうちいずれかです。

- ・特許を取り消す
- ・特許を維持する（異議申立に理由なし）
- ・補正後の内容で特許を維持する。この場合、特許公報で再度公表されます。

ここでは、特許権者として、異議申立を受ける側からの手続きを説明します。

異議を受けた場合は「異議受け」を入力します。

自願 内内 特 手続追加
異議
異議受け(応答期限の設定あり:EP用)
被異議における取消決定(負け) (欧州)
被異議における維持決定(勝ち)
審判請求
答弁書(審判)

異議受けの入力画面です。応答期限として4ヶ月後に「答弁書」が設定されます。

出願手続
経過手続 異議(受応)
New Edit Delete IDS提出 任意期限 転記
IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票
発送日 2020年8月8日 経表示 経表示 DNTTrn 添付DN 任意期限
送付日 送付日 クレーム減縮
受領日 2020年8月12日 印刷済
WF納品日
経過情報 引用文献 先行技術 包袋情報
異議応答 2020年12月18日 管理/技術 事務/翻訳 補助担当

③－ 7 － 1 . 答弁書

特許権者は指定期間（通常は4ヶ月）内に、答弁書及び補正書を提出することができます。
この場合の補正は、異議申立書で指摘されている件以外でも、第100条に規定されている範囲で行なうことができます。

答弁書の入力画面です。答弁書は異議受けの応答手続きとなります。
答弁書の入力を行なうことで、応答期限は解除されます。

③－ 7 － 2． 異議決定

異議部は、審理を行なった後、異議申立を行います。

異議決定の内容は、以下のいずれかになります。

- ・ 特許を取り消す。
- ・ 異議申立理由なし。(特許は維持)
- ・ 特許を補正後の内容で維持する。

この場合は、特許公報が再び公表され、補正後の特許の内容が公表されます。

異議決定に不服の場合は、審判請求を行なうことができます。

その場合の期限は、異議決定から4ヶ月です。

自願	内内	特	手続追加
異議	被異議にお		
異議受け(応答期限の設定あり:EP用)			
被異議における取消決定(負け)(欧州)			
被異議における維持決定(勝ち)			
審判請求			
答弁書(審判)			

- ・ 取消決定の場合です。4 か月後の期限が入ります。

- ・ 維持決定の場合です。経過情報のみ入力します。